

事 務 連 絡

平成23年3月16日

各市町村介護保険担当課長 様

埼玉県福祉部高齢介護課長

東京電力による計画停電に伴う自家発電機燃料の供給について

このことについて、厚生労働省から停電時に人命に重大な影響を及ぼす人工呼吸器等を稼働させるために必要となる自家発電機の燃料について、優先的に自家発電機用の燃料を供給すべき施設等について照会がありました。

※ 単に燃料が必要というのではなく、人工呼吸器など人命に重大な影響を及ぼすような緊急な場合のみ対象となるとのことです。

つきましては、貴市町村管内の地域密着型介護サービス事業者（グループホーム等）において、該当する施設があれば下記あてご連絡くださるようお願いします。

確認対象施設

- ① 介護療養型医療施設
- ② 介護老人保健施設
- ③ 特別養護老人ホーム
- ④ 認知症高齢者グループホーム
- ⑤ その他特別に事由のある施設

※上記のうち、停電時に人命に重大な影響を及ぼす人工呼吸器等を稼働させるために必要となる自家発電機を使用する施設であって、緊急的に供給が必要となるもの。

担 当 介護保険事業者担当

電 話 048-830-3247

F A X 048-830-4781